

2014年1月21日

日本民教連 1月代表者会

【学習会】

「事務だより」で学校づくり

栗原 孝夫さん（全国学校事務職員制度研究会）

【議題】

(1) 12・1 「交流研」のまとめと課題

(2) 2014夏季全国大会一覧表原稿について

(3) 民教連ニュース1月号配布

(4) 財政部より

(5) その他

第27回 日本民教連交流研究集会のまとめ

1. 参加者 27団体 他団体等5人 学生0人 計91人 2014.1.21.
2. 全体会 講演「どんな時でも生徒に伝えたい
～『慰安婦』問題、平和、自治～」
歴史教育者協議会常任委員 黒田貴子さん
3. 分科会 6つ レポーター 26人
- | | |
|--------------------|-----|
| (1) 今、「読み」「書き」を考える | 15人 |
| (2) 一人ひとりが輝く芸術教育 | 28人 |
| (3) 教育実践講座Ⅰ | 6人 |
| (4) 教育実践講座Ⅱ | 9人 |
| (5) 子どもの発達と学校 | 14人 |
| (6) 地域・くらし・人権 | 18人 |
4. 会場・準備等
- 会場……………和光小学校 音楽室、会議室2、教室4
会場準備…………机といす（会議室から）、プロジェクター、DVDデッキ、拡大投影機など
受付準備…………資料袋、〈全体会の会場入口〉机、いす、靴置き用ブルーシート（玄関）
表示……………会場案内、分科会表示等、
その他……………昼食は各自用意
5. 反省、来年度に向けて
- ・事前に分科会毎の打ち合わせを持つことができた。
 - ・午後からの分科会での受付 分科会責任者にお願いしたのでよかったです。が、それでももれがあった。
 - ・分科会での受付用紙も準備できた。
 - ・レポーターに資料代を渡す 参加費はもらう
 - ・間違いを防ぐためレポート報告者は民教連の用紙に記入したものを受け取る。電話等で済ませない。
 - ・レポーターがどのような会なのかわかつていない例もあった。各団体の担当者が伝えることが大事
6. 全体会・分科会のもち方について
- ・時間が足りない、レポートが多すぎるという声がある。
 - ・分科会のグループの組み方は難しい
 - ・他団体との交流ができて、深まった分科会もある。
7. 参加体制
- ・各団体の実践を通しての交流の場 サークル員の参加を第一に
 - ・各団体で年間計画に入れる
 - ・チラシ、ホームページの活用
 - ・学生に呼びかけたい
 - ・今回同僚（同志会）に声をかけられて参加した人2名（清瀬第七小学校）

重要

卷之三

日本民教連

夏期集会一覧表作成についてご協力お願ひ

例年のように、今年も「民教連ニュース」五月号に各団体夏期集会一覧表を掲載し、多くの人々のお役に立てるようと存じます。

★原稿用紙の規格に基づいてお書き下さい。ワープロ・パソコンの場合もこれに準じて下さい。原稿の内容は誤りなきよう、特に電話番号を間違えると、

★締切三月二八日(金)★掲載料一〇〇〇円。現金を直接お渡し下さるか、郵便振替でお願いします。現金を普通郵便に入れるのは事故の元、おやめ下さい。
★送り先〒一七〇一〇〇〇五 東京都豊島区南大塚二一七一一〇 日本民教連 ℡〩三一三九四七一五一二六 FAX〩三一五三一九一三六四六
振り替え〇〇一六〇・五・一三四〇八四 日本民間教育研究団体連絡会

団体名	日時・場所	大会テーマ・講演・分科会など主な内容
4字		
5字		
35字		

メールや HP からも申し込みが
できます。

<http://minkyouren.jimdo.com>

こちらがより間違えなく掲載で
きます。

『民教連ニュース』について

1月代表者会

2014年1月21日(火)

●『ニュース』の充実を図るためにご意見を

- ・『ニュース』原稿と執筆可能な人を紹介して下さい。

1. 連続・連載「教育版アベノミクスを考える」

政治の教育行政・教育内容への介入 教育の「戦前」化

①各地で、「実教出版教科書」を採択させない動き。どのようになされているのか。埼玉で、、、。

・改悪教育基本法と政府見解を書かせる社会科教科書

②道徳の教科化と愛国心教育～『はじめての道徳教科書』(育鵬社版)に書かれているもの～

③ヘイトスピーチと在日外国人教育の現実

・予算化されない朝鮮学園と子どもたち

④教育委員会制度は廃止されるのか～中教審に盛り込まれたもの

⑤自民党「教育再生実行委員本部」と首相直轄「教育再生実行会議」はどんな人たちが運営するのか

⑥国家安全保障戦略、特定機密保護法のねらうもの、学校教育はどうなるのか

⑦

・消費税増税と子どもたちの生活は？

2. 全国各地の民教連の取り組み紹介 ～高柴さんにご協力をお願いする。

・どこで活発に取り組まれているのか

・沖縄・九州でどんな実践が交流されているのか

3. その他の原稿など、、、。

●編集作業とは直接関係ありませんが。。。。

・各団体共に、消費税対策はどのようにしていますか？

・『民教連ニュース』印刷代、編集費用、紙代など+3%分増える。

「戦争する国」を許さず 憲法を力に平和のアジアを

「建国記念の日」反対

2014年2・11集会

参加費 500円
(高校生以下無料)

とき 2014年2月11日(火) 午後1時半開会

ところ 日本橋公会堂ホール4階

中央区日本橋蛎殻町1-31-1(駐車場はございません)

東京メトロ 半蔵門線「水天宮前」駅 6番出口から徒歩2分
日比谷線「人形町」駅 A2出口から徒歩5分
東西線「茅場町」駅 4a出口から徒歩10分
都営地下鉄 浅草線「人形町」駅 A5出口から徒歩7分

改憲と教育再生実行戦略にどう立ち向かうか

中嶋 哲彦(名古屋大学大学院教授)

憲法を力に「戦争する国」づくりへの安倍政権の暴走を許さない

篠原 義仁(自由法曹団団長)

日本軍「慰安婦」問題をめぐる吉見義明裁判支援
特別報告 「YOSHIMI 裁判いっしょにアクション」立ち上げについて
本庄 十喜(歴史科学協議会)

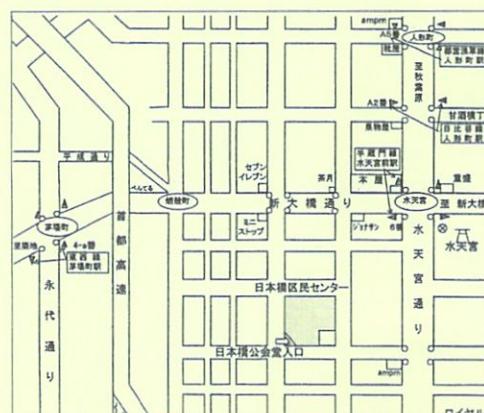
*憲法改悪反対 国家安全保障基本法反対
許すな集団的自衛権行使

*教育・教科書への反動的政治介入を許さず
子どもを大切にする教育を

*憲法25条を生かし、くらしと命を守ろう
震災・原発被災者の生活再建を

*民意を反映する選挙制度を 定数削減反対

*「紀元節」復活反対
国民主権と思想・信教の自由を守ろう



「建国記念の日」に反対し思想・信教の自由を守る連絡会 (2・11連絡会)

事務局団体 歴史学研究会(3261-4985)/歴史科学協議会・東京歴史科学研究所(3949-3749)

憲法会議(3261-9007)/都教組(3230-3891)/歴史教育者協議会(3947-5701)豊島区南大塚2-13-8

声明「こころとからだの学習」裁判最高裁決定を受けて

2013年11月29日
「こころとからだの学習」裁判原告団
「こころとからだの学習」裁判弁護団
「こころとからだの学習」裁判支援全国連絡会

1. 本日最高裁判所第1小法廷（金築誠志裁判長、櫻井龍子裁判官、横田尤孝裁判官、白木勇裁判官、山浦善樹裁判官）は、都立七生養護学校で行われていた性教育（「こころとからだの学習」）に、都教委・都議ら・産経新聞社が介入した事件に関し、教員・保護者の上告、上告受理申立、東京都の上告受理申立、都議らの上告、上告受理申立をいずれも、棄却するとの決定をした。
これで、2011年9月16日に言い渡された東京高等裁判所民事第2部の判決が確定した。被告の行為への不徹底さを残したが、三度勝訴判決である。
2. 高裁判決は一審判決の結論を維持し、一審判決（東京地裁民事24部2009年3月12日判決）に続いて、七生養護学校の教育に介入した都議らの行為と、これを黙認し厳重注意処分を発した都教委の行為を違法として損害賠償を命じた。
一審原告は、高裁判決が私たちのその余の請求を認めなかったこと、都教委の教育内容への介入の余地を認めたことを不服として、上告及び上告受理申立をした。そして、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出し、高裁判決の不十分な点を明らかにし、また都教委・都議らへの反論書面も提出した。
さらに、憲法学者・教育法学者の意見書も提出し、都教委・都議らの行為が憲法26条や1976年の旭川学力テスト事件最高裁判決に違反することを明らかにしてきた。
最高裁判所は、憲法判断を避け、旭川学テ判断の本件への適用を避けた点では遺憾と言わざるを得ない。
3. しかし、確定した高裁判決は、都議・都教委の「過激性教育」判断の根拠の誤りであることを明示し、「こころとからだの学習」を「望ましい取り組み方であった」と評価し、教育現場の自主性を広く認める画期的な判決であった。
高裁判決は、学習指導要領について、「一言一句が拘束力すなわち法規としての効力を有するとは困難」として「教育を実践する者の広い裁量」を強調した。知的障害養護学校の学習指導要領についても、「各学校の児童・生徒の状態や経験に応じた教育現場の創意工夫に委ねる度合いが大きいと解することができる」と述べた。また、教育委員会の権限について「教員の創意工夫の余地を奪うような細目にまでわたる指示命令等を行うことまでは許されない」とも述べた。そして、「こころとからだの学習」について具体的に教育内容を検討したうえ、「本件性教育は学習指導要領に違反しているとはいえない」と明確に述べた。
4. 違法とされた都教委・都議らの介入行為の誤りであったことを具体的に示すことを求める。
本件事件以後、事件の萎縮効果によって学校で性教育に取り組めない状況が広がっている。また、都教委は本件事件以後、教育現場への介入・管理を強める施策を行ってきた。しかし、子どもたちに必要な性教育は行われるべきであるし、子どもの学習権に応えるためには教育現場の自主性が確保されなければならない。
私たちは、都教委・都議らに対し、教育現場の自主性を尊重する司法の判断にしたがい、事件後に改訂された「性教育の手引」の、七生養護学校の実践を不適切な例とした記載を改めるとともに、持ち去った教材は不適切ではなかったのであるから教育現場に戻すべきである。今後このような教育現場への不当介入防止策の検討など、行政と議会の責任を果たすべきである。
また産経新聞による「不適切な教育」との判断に基づいた、七生養護学校関係者を傷つけ、その教育を破壊に導く報道は裁かれなかつたものの、それが事実上誤報であったことが明らかとなった。
5. この最高裁判決は、国や地方自治体による教育への不当介入が強められようとしている現在、教育の自主性を守り、教育の本質を明らかにする上で、また子どもの権利としての教育を確立する上で重要な意義を持つものである。
6. これまでの、全国連会員はじめ、全国のみなさまの長きにわたるご支援に感謝するとともに、判決への理解を広め、障害児教育、性教育をはじめ日本の教育の発展と、教育行政の改革のために努力を続けたい。

以上